

調査表の記入例と解説等

■津波防災診断 【調査表】

□ 入力項目 □ 自動入力

■ 基礎データ

| | | | |
|-------------------|------------|-----------------|--|
| (1) 施設名 | ●●●●合同庁舎 | | |
| (2) 棟名 | 庁舎 | | |
| (3) 調査表作成年月日 (西暦) | 202●年●月●日 | | |
| (4) 作成担当部局 | 官署名、担当部局 | ●● ●●課 担当：●● | |
| | 連絡先 (電話番号) | xxx-xxx-xxxx | |
| (5) 施設所在地 | 住所 | 〒●●-●● ●●県●●市●● | |
| (6) 管理官署 | 官署名、担当部局 | ●● ●●課 担当：●● | |
| | 連絡先 (電話番号) | xxx-xxx-xxxx | |

■ 施設概要

| | | | | | | |
|----------------------------|--|------------------------|-----------|-------|--------|------|
| (1) 構造、階数 (構造-地上階数-(地下階数)) | R C - 6 | | | | | |
| (2) | 延べ面積等 (国有財産法上) | 延べ面積 (m) ※整数 | 1,000 | | | |
| | | 延べ面積 (m) ※整数 | 6,000 | | | |
| (3) 建築年 (西暦) | 19●●年 | | | | | |
| (4) | 入居官署に関する内容 (注1) 最大来庁者数及び職員数は概数とする。 ※1 最大来庁者数は、最も多くの来庁者が来る瞬間の人数 ※2 職員数は、当該施設に通年で勤務する非常勤職員を含めた職員数合計。 (注2) 入居官署の記入欄が不足する場合は、適宜追加。 (注3) 管理官署は最上段に記入。 | ●●保安部 ※災害応急対策活動実施機関 | 最大来庁者数(人) | 30 人 | 職員数(人) | 80 人 |
| | | ●●税関支署 | 最大来庁者数(人) | 30 人 | 職員数(人) | 30 人 |
| | | ●●職業安定所 | 最大来庁者数(人) | 70 人 | 職員数(人) | 30 人 |
| | | ●●法務局 | 最大来庁者数(人) | 70 人 | 職員数(人) | 30 人 |
| | | ●●監督署 | 最大来庁者数(人) | 60 人 | 職員数(人) | 30 人 |
| | | ●●検疫所 | 最大来庁者数(人) | 10 人 | 職員数(人) | 20 人 |
| | | ●●事務所 | 最大来庁者数(人) | 30 人 | 職員数(人) | 10 人 |
| | | | 最大来庁者数(人) | | 職員数(人) | |
| | | | 最大来庁者数(人) | | 職員数(人) | |
| | | | 最大来庁者数(人) | | 職員数(人) | |
| 合計 | 最大来庁者数(人) | 300 人 | 職員数(人) | 230 人 | | |
| | 施設利用者の総数 (最大来庁者数 + 職員数) | 530 人 | | | | |

青枠内のコメント

官庁施設の津波防災診断指針に係る参考資料 (令和2年改定) に記載している「解説」の内容

紫枠内のコメント

【個別判定○】
調査内容に基づき判定する官庁施設の津波防災診断指針 (令和2年改定) の「個別判定」の番号及び項目

赤枠内のコメント

調査表を記入する上で注意する点

2. 3. 1 地域の津波対策に関する調査

| | |
|--|--|
| 1) 基準水位及び設計津波の水位 | |
| ①基準水位(単位:m) ※公示前の場合は空欄 | 4.0 |
| ②基準水位の公示前に仮診断を行う場合に想定する水位 (採用した方法に該当する記号を記入) イ、津波浸水シミュレーションの活用 ロ、(公表された)津波浸水想定定の活用 ハ、既存の津波ハザードマップの活用 | |
| ③ イ、の場合 | |
| 「津波浸水想定に定める水深」(a)(単位:m) | |
| 「せき上げ高」(b)(単位:m) | |
| 合計(a+b)(単位:m) | 0 |
| ④ ロ、の場合 | |
| (公表された)津波浸水想定定の該当する区分の上限値(単位:m) | |
| ⑤ ハ、の場合 | |
| 既存の津波ハザードマップによる浸水深(単位:m) | |
| 参照したハザードマップの名称 | |
| ⑥設計津波の水位 | |
| 海岸管理者(担当部局) | ●●県●●部●●課 |
| 地域海岸名 | ●●海岸、●●浜、●●地区 |
| 設計津波の水位(単位:m) ※T.P.(東京湾平均海面)を基準とする。 | 3.0 |
| 2) 最も近い地域海岸における海岸保全施設のレベル1の津波に対する対策の措置状況 | |
| 計画堤防高(単位:m) ※T.P.(東京湾平均海面)を基準とする。 | 2.5~6.0 |
| 計画堤防高に対する措置状況 (整備が終了している場合は「1」、未了又は不明の場合は「0」を入力(半角数字)) ※整備が終了し、かつ、設計津波の水位<計画堤防高の場合は「1」 整備が終了していても、設計津波の水位>計画堤防高の場合は「0」を記入 | 0 |
| 特記事項 ※完成予定時期(●年●月)等 | ●年●月に海岸保全計画を作成、順次、堤防の整備を行っている段階(●●県●●課に確認済み) |
| 津波発生時の水門・陸開(りっこう)等の閉鎖の体制等、運用管理体制 (整っている場合は「1」、整っていない場合は「0」を入力(半角数字)) | 0 |

【解説】P18
都道府県知事が津波災害警戒区域を指定する際に併せて公示されます。ホームページ等において公表される場合が多いと考えられますので、まず都道府県のホームページ等を確認してください。

【記入上の注意】
基準水位が公表されている場合は、①に水位を記入する。②~⑤は記入しない
水位は小数点以下第1位まで記入する。

【解説】P15~16
【基準水位の公示前にレベル2の津波に対する仮の診断を行う場合の考え方】参照

【解説】P18
「基準水位の公示前に仮診断を津波浸水シミュレーション、津波浸水想定、既存の津波ハザードマップを活用して仮診断を行います。
①津波浸水シミュレーションは、都道府県が津波浸水想定の設定・公表のため実施するものです。シミュレーションの結果を入手できる場合は、「津波浸水想定に定める浸水深」と「せき上げ高」の数値の合計を確認してください。
②津波浸水想定は、都道府県のホームページ等を参照のうえ、数値区分の上限値を確認してください。
③既存の津波ハザードマップは、都道府県等のホームページ等で確認してください。

【記入上の注意】
基準水位が公表されていない場合は、③~⑤の水位のうち採用するものを②に記入し、仮診断に使用する。

【解説】P18
海岸管理者(原則は都道府県知事、協議等により市町村長等)が定めます。ホームページ等を確認し、確認できない場合は必要に応じて都道府県等の担当部局に確認してください。

【記入上の注意】
水位は小数点以下第1位まで記入する。

【記入上の注意】
具体的な計画堤防高が決まっていない場合は<策定中>と記入す

【解説】P18
海岸管理者から情報を得ることができますので、都道府県等の担当部局に確認してください。

【個別判定1】
レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模

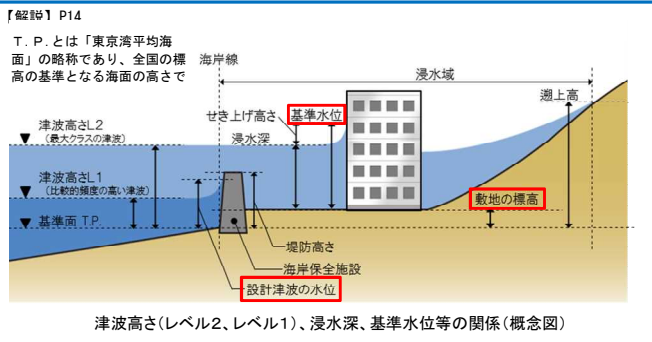
【個別判定4】
災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置

【個別判定5】
診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置

【個別判定7】
災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保

【個別判定2】
レベル1の津波で浸水する室の代替可能性

【個別判定6】
業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置



| 3) 高台等の安全な避難場所の有無 | | |
|---|--|--|
| ① 指定緊急避難場所または近傍の避難可能な高台等の有無 (ある場合は「1」、ない場合は「0」を入力(半角数字)) | | 1 |
| ② 避難場所の名称、住所 | 名称 | 例1: ●●公園 例2: ●●マンション(5階建、屋上に●人避難可能) 例3: ●●●ビル(6階建、●階に●人避難可能) |
| | 住所 | ●●県●●市●●町●● |
| ③ 避難場所の標高(単位:m) | ※ T.P.(東京湾平均海面)を基準とする。 | 例1. 6.2 例2. 1.5+20. 例3. 2.0+4階 |
| ④ 地震発生から避難が開始できるまでに必要な時間(単位:分) | (a) ※ 地域の実情に応じて、2~5分 | 5 |
| ⑤ 診断対象施設から避難場所までの距離(単位:m) | ※ 直線距離ではなく、避難ルートの距離とする | 800 |
| ⑥ 避難開始から避難場所への到達までに必要な時間(単位:分) | (b) ※ 60[m/分]で自動計算(切り上げ) | 14 |
| ⑦ 地震発生から避難場所への到達までに必要な時間(単位:分) | (a) + (b) ※ 自動計算(切り上げ) | 19 |
| ⑧ 診断対象施設の所在地における津波到達予想時間(単位:分) | ※ 地方公共団体等のシミュレーションの結果に基づいて記入 | 36 |
| 4) 敷地の標高 | | |
| ① 敷地の標高(単位:m) | ※ T.P.(東京湾平均海面)を基準とする。 | 2.0 |
| ② 標高の算出方法 | 国土地理院地図による(建物四隅の最低値) | |
| 5) 敷地に漂着することが想定される周囲の危険物の有無 | | |
| ① 危険物の有無(隣地に限る) (ある場合は「1」、ない場合は「0」を入力(半角数字)) | 0 | |
| ② 危険物の状況(自由記述) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 川の対岸に石油貯蔵タンクが多数ある。 ・ 周囲に工場があり、危険物を貯蔵した施設がある。 ・ 200mほど離れた港に小型漁船が多数係留している。 | |

【解説】P19
地方公共団体が策定する地域防災計画に定められた指定緊急避難場所(高台、建物等)の名称、住所及び標高を確認してください。
(中略)
現時点で地方公共団体により地域防災計画に定められた指定緊急避難場所がない場合は、津波到達予想時間、診断対象施設からの距離、移動に要する時間、避難路の状況等を踏まえ、適切な避難場所を想定する必要があります。

【記入上の注意】
指定緊急避難場所(高台、建物等)の有無を記入する。
診断対象施設の上階に避難場所がある場合でも、診断対象施設の近傍にある安全な避難場所の有無を確認し概要を記入する。
避難場所(建物)については、階数、避難時に利用できる場所の概要、避難可能人数等もできる限り記入する。

【記入上の注意】
避難場所が公園等の高台等の場合は、T.P.からの避難場所の地盤高さを記入する。
避難場所が建物の場合は、T.P.からの敷地の地盤高さに加え、地盤から避難場所の床の高さ(高さが不明の場合は階数)を記入する。

【解説】P19
国土地理院のホームページを利用して、敷地の標高を調べることが可能です。
(<https://maps.gsi.go.jp/>)
(敷地周辺地図を拡大表示し、標高を求める地点(建築物の中央付近)にマウスを合わせると画面左下に標高が表示されます。)
敷地内での高低差がある場合は、建物の4隅の標高のうち、最低のものとしてください。

【記入上の注意】
標高は小数点第1位まで記入する。

【解説】P20
以下のような危険物が、隣地になが確認してください。
・ 大型船舶
・ 石油貯蔵タンク等の可燃物を保管する大型構造物
・ その他、漂着により診断対象施設が倒壊する恐れのあるもの
(自動車を除く)

【記入上の注意】
隣地の危険物の状況に加え、敷地と離れた場所に漂着することが想定される危険物がある場合についても、その状況を記入する。

【個別判定8】
別地の高台等の避難場所の有無

【個別判定1】
レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模

【個別判定2】
レベル1の津波で浸水する室の代替可能性

【個別判定4】
災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置

【個別判定5】
診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置

【個別判定6】
業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置

【個別判定7】
災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保

2. 3. 2 施設整備上の対策に関する調査

1) 各機関が実施する災害応急対策活動の内容等

災害応急対策活動を行う官署がある場合、その活動内容
 ※ 入居官署名は自動入力、活動内容はプルダウンで選択（最も該当するものを2つまで）

| | | |
|---------------|-------|-------------------------------|
| ●●保安部 | 活動内容1 | 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 |
| ※災害応急対策活動実施機関 | 活動内容2 | 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 |
| ●●税関支署 | 活動内容1 | |
| | 活動内容2 | |
| ●●職業安定所 | 活動内容1 | |
| | 活動内容2 | |
| ●●法務局 | 活動内容1 | |
| | 活動内容2 | |
| ●●監督署 | 活動内容1 | |
| | 活動内容2 | |
| ●●検疫所 | 活動内容1 | |
| | 活動内容2 | |
| ●●事務所 | 活動内容1 | |
| | 活動内容2 | |
| | 活動内容1 | |
| | 活動内容2 | |
| | 活動内容1 | |
| | 活動内容2 | |
| | 活動内容1 | |
| | 活動内容2 | |

備考 ※レベル2の津波が襲来してもなお損失等が許されない重要な財産・情報等の内容、保管場所

2) 建築物の各階床面の高さ

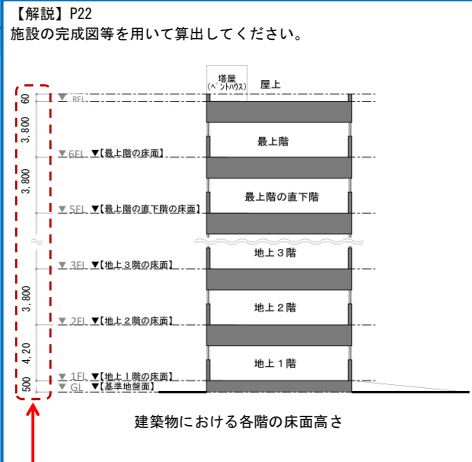
①建築物の各階床面の高さ（基準地盤面からの高さ）

※存在しない階の階高は空欄とする。

| 図面等に記載された各階の階高（単位：mm） | 各階床面の高さ（自動計算） | | |
|-----------------------|---------------|-----------------------|---------------|
| | （単位：mm） | （単位：mm） | 単位変換（単位：m） |
| 地上9階の階高 | | ●地上9階の床面の高さ | 23,700 → 23.7 |
| 地上8階の階高 | | ●地上8階の床面の高さ | - → - |
| 地上7階の階高 | | ●地上7階の床面の高さ | - → - |
| 地上6階の階高 | 3,800 | ●地上6階の床面の高さ | 19,900 → 19.9 |
| 地上5階の階高 | 3,800 | ●地上5階の床面の高さ | 16,100 → 16.1 |
| 地上4階の階高 | 3,800 | ●地上4階の床面の高さ | 12,300 → 12.3 |
| 地上3階の階高 | 3,800 | ●地上3階の床面の高さ | 8,500 → 8.5 |
| 地上2階の階高 | 3,800 | ●地上2階の床面の高さ | 4,700 → 4.7 |
| 地上1階の階高 | 4,200 | ●地上1階の床面の高さ | 500 → 0.5 |
| 地上1階の床面の基準時盤面からの高さ | 500 | ●地上1階の床面の高さ（基準地盤面との差） | 500 → 0.5 |

【解説】P22
 災害応急対策を実施する機関（指定行政機関、指定地方行政機関等）については、対策の実施事項を確認し、整理してください。（実施事項についてはⅢ.資料資料1(1)災害対策基本法第50条に従い整理してください。）

【解説】P22
 非常に重要な財産・情報等がある場合は、その内容、保管場所についても確認、整理し、必要に応じて判定の際に参考にしてください。



【個別判定1】
 レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模

【個別判定2】
 レベル1の津波で浸水する室の代替可能性

【個別判定4】
 災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置

【個別判定5】
 診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置

【個別判定6】
 業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置

【個別判定7】
 災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保

| 3) 診断対象施設の構造体の地震及び津波に対する性能 | | | | | | |
|--|--------|----------------|-----|---|--------|------|
| ①所要の耐震性能が確保されている ※耐震診断報告書等により、診断対象施設の耐震性(官庁施設として求められるもの)を確認する。(確保されている場合は「1」、確保されていない場合は「0」、詳細確認等を実施していない場合は「-」を入力(半角数字)) | 1 | | | | | |
| ②津波に対する性能が確保されている ※構造計算書や診断報告書等により確認する。(確保されている場合は「1」、確保されていない場合は「0」、詳細確認等を実施していない場合は「-」を入力(半角数字)) | - | | | | | |
| 4) 活動拠点室の設置位置 | | | | | | |
| 活動拠点室の名称、設置階、面積、活動内容 | 室名(官署) | 部長室 (●●保安部) | 設置階 | 6 | 面積 (㎡) | 50㎡ |
| | 室名(官署) | 防災対策室 (●●保安部) | 設置階 | 6 | 面積 (㎡) | 100㎡ |
| | 室名(官署) | 総務課事務室 (●●保安部) | 設置階 | 6 | 面積 (㎡) | 150㎡ |
| | 室名(官署) | 情報通信室 (●●保安部) | 設置階 | 5 | 面積 (㎡) | 80㎡ |
| | 室名(官署) | 会議室 (●●保安部) | 設置階 | 4 | 面積 (㎡) | 100㎡ |
| | 室名(官署) | | 設置階 | | 面積 (㎡) | |
| | 室名(官署) | | 設置階 | | 面積 (㎡) | |
| | 室名(官署) | | 設置階 | | 面積 (㎡) | |
| | 室名(官署) | | 設置階 | | 面積 (㎡) | |
| | 室名(官署) | | 設置階 | | 面積 (㎡) | |

【個別判定3】
診断対象施設の構造体に対する性能

【解説】P22
耐震診断報告書等により、診断対象施設の耐震性を確認してください。

【解説】P22
津波防災地域づくり法告示第一により診断対象施設の構造体の津波に対する安全性が確保されているかを、構造計算書や診断報告書等により確認してください。

【個別判定1】
レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模

【個別判定4】
災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置

【記入上の注意】
災害応急対策活動を行う官署についてのみ記入する。

【解説】P23
活動拠点室とは、災害応急対策活動の拠点となる室であり、具体的には、次の諸室が該当します。
(a)各機関の防災業務計画等において、非常災害対策本部の設置場所として定められている室
(b)所長室、局長室等で、災害対策に関する指令、作戦、最終判断を行う室
(c)総務課(部)、企画課(部)等、防災上の調整、復旧体制の立案を行う室
(d)情報関係、救助関係、災害対策等に直接関連する室(※)
※津波発生時の災害応急対策活動に必要な通信機器等が設置されている室は、活動拠点室としてください。
(e)上記に近接する主要な会議室(※)
※津波発生時の災害応急対策活動に必要な会議室とします。

| | | | | |
|--|--|---------------|-----------|---------------------|
| 5) 津波発生時に一時的な避難場所として使用できる室等の設置位置 | | | | |
| ①津波発生時に一時的な避難場所として利用される室等（共用部含む）が施設内にあるか ※ある場合は「1」、ない場合は「0」を入力（半角数字） | | | | 1 |
| ② ①で「1」の場合、その室等の設置階及び各階の合計面積 ※上部階から下部階の順に、上部欄より記入する。 | 設置階 | 床面の高さ | 面積(各階) | 上部階からの累計面積 |
| | 屋上 | (23.7m) | 300㎡ | 300㎡ (累計) |
| | 6階 | (19.9m) | 150㎡ | 450㎡ (累計) |
| | 5階 | (16.1m) | 150㎡ | 600㎡ (累計) |
| | 4階 | (12.3m) | 100㎡ | 700㎡ (累計) |
| | 3階 | (8.5m) | 100㎡ | 800㎡ (累計) |
| 2階 | (4.7m) | 100㎡ | 900㎡ (累計) | |
| ③ 施設利用者全員が避難するのに必要な一時的な避難場所の面積 (施設概要(4)の施設利用者の総数×1 ㎡/人) | | | | 530㎡ |
| 6) 一時的な避難場所に通じる階段 | | | | |
| ①一時的な避難場所に通じる階段の有無 (ある場合は「1」、ない場合は「0」を入力（半角数字）) | | | | 1 |
| 7) 業務の早期再開及び災害応急対策活動に必要な設備機器等の設置位置 | | | | |
| 早期再開又は災害応急対策活動に必要な設備機器(BCP計画等)に応じて必要な機器を選択又は追加 | 災害応急対策活動 必要な機器を選択 (○:必要 ×:不要 -:不明) | 早期再開 機器を選択 | 設置階 | 設置階の床面の高さ (自動計算) |
| ①自家発電設備 | ○ | - | 屋上 | 23.7 |
| ・オイルタンク | ○ | - | 地中 | -2.5 |
| ・送油ポンプ | ○ | - | 1階 | 0.5 |
| ②水槽類(受水槽タンク、給水ポンプ) | ○ | ○ | 2階 | 4.7 |
| ③水槽類(高置タンク) | ○ | ○ | 屋上 | 23.7 |
| ④配電盤 | ○ | ○ | 6階 | 19.9 |
| ⑤直流電源装置 | ○ | ○ | 6階 | 19.9 |
| ⑥交流無停電電源設備 | ○ | - | 6階 | 19.9 |
| ⑦構内(電話)交換機 | ○ | ○ | 6階 | 19.9 |
| ⑧火災報知設備 | ○ | - | 6階 | 19.9 |
| ⑨中央監視制御装置 | ○ | - | 6階 | 19.9 |
| ⑩エレベーター設備 | | | | |
| 付帯制御盤 | ○ | ○ | 屋上 | 23.7 |
| 巻上げ機 | ○ | ○ | 屋上 | 23.7 |
| ⑪その他() | | | | (●m) |
| 8) 浸水からエレベーター設備を守るための機能 | | | | |
| エレベーター浸水時管制運転機能の有無 (ありの場合は「1」、なしの場合は「0」、不明の場合は「-」を入力(半角数字)) | | | | 1 |
| 9) 災害応急対策活動に必要な設備機器等の関連部分の機能 | | | | |
| 災害応急対策活動に必要な配管、ダクト、配線等は想定される水位より低い位置にある階と切り離して使用が可能 (可能な場合は「1」、不可能な場合は「0」、不明の場合は「-」を入力(半角数字)) | | | | - |

【解説】P23
一時的な避難場所は、施設利用者が避難上有効な階段その他の経路により避難することができ、かつ、施設利用者全員を収容できる面積が確保できる場所（屋内の共用部分や屋上を含む。複数の場所でも可）とします。

【記入上の注意】
診断対象施設において、基準水位より高い位置にあり、避難場所として利用できる室の面積を記入する。

【記入上の注意】
「②における上部階からの累計面積が「③施設利用者全員が避難するのに必要な一時的な避難場所の面積」以上であることを確認する。

【解説】P23
一時的な避難場所の単位面積当たりの収容可能人数は、1人/㎡程度を目安として必要な面積を算出してください。

【解説】P23
避難上有効な階段その他の経路は、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動、積雪等の天候条件により避難上の支障を生じさせないものとします。

【解説】P24
業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置
業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置を把握してください。業務の早期再開に必要な設備機器等が把握できていない場合は、レベル1の津波で浸水する設備機器等を把握し、それらの中から業務の早期再開に必要なものを抽出してください。
一般的に、業務の早期再開に必要な設備機器等としては、配電盤、直流電源装置、構内(電話)交換機、水槽類(受水槽タンク、高置タンク)等が想定されます。
施設の特性によってエレベーター設備が必要となる場合は、付帯の制御盤、巻上げ機等だけでなく、浸水時管制運転機能等についても診断の対象とすることが想定されます。
なお、診断対象施設における津波発生時の業務の早期再開に必要な設備機器等を業務継続計画等で定めている場合は、それによってください。
災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保
災害応急対策活動に必要な設備機器等の設置位置及び関連部分の状況を確認してください。災害応急対策活動に必要な設備機器等が把握できていない場合は、レベル2の津波で浸水する設備機器等を把握し、それらの中から、災害応急対策活動に必要なものを抽出してください。
一般的に、災害応急対策活動に必要な設備機器等としては、商用電源が途絶した際に用いる自家発電設備(タンク、送油ポンプ等を含む)、水槽類(受水槽タンク、高置タンク、給水ポンプ)、配電盤、直流電源装置、交流無停電電源装置、構内(電話)交換機、火災報知設備、中央監視制御装置等が想定されます。また、関連部分としては、配管、ダクト、配線等が想定されます。
施設の特性によってエレベーター設備が必要となる場合は、付帯の制御盤、巻上げ機等だけでなく、浸水時管制運転機能等についても診断の対象とすることが想定されます。
なお、診断対象施設の津波発生時の災害応急対策活動に必要な設備機器等を各機関の防災業務計画、業務継続計画、災害応急対策活動の実施に関する運用規則等で定めている場合は、それによってください。

【記入上の注意】
設置階は、プルダウンリストから選択する。
屋上、又は階数を選択した場合は、自動で床面の高さが表示される。
地中、屋外、外壁面、屋外架台を選択した場合は、地盤面からの高さを手入力にて記入する。

【個別判定5】
診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置

【個別判定5】
診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置

【個別判定6】
業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置

【個別判定7】
災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保

【個別判定7】
災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保

| 2. 3. 3 施設運用管理上の対策に関する調査（※） | | |
|--|----|----------------------------------|
| 1) 津波発生時の避難計画 | | |
| ①津波発生時の避難計画の有無 | | |
| ・ 避難計画の有無 (ある場合は「1」、ない場合は「0」を入力(半角数字)) | | 1 |
| ・ 訓練の実施の有無 (ある場合は「1」、ない場合は「0」を入力(半角数字)) | | 0 |
| 2) 津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則 | | |
| ①津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則の有無 (業務継続計画等で定められた津波災害発生時の当該活動の運用規則) | | |
| ・ 運用規則の有無 (ある場合は「1」、ない場合は「0」を入力(半角数字)) | | 0 |
| ・ 訓練の実施の有無 (ある場合は「1」、ない場合は「0」を入力(半角数字)) | | 0 |
| ②津波警報発令時の初動体制による防災訓練の有無 (ある場合は「1」、ない場合は「0」を入力(半角数字)) | | 0 |
| ③通信機器等の災害応急対策活動に必要な通信機器を用いた防災訓練の有無 (ある場合は「1」、ない場合は「0」を入力(半角数字)) | | 0 |
| 3) 診断対象施設が使用不可能となった場合の代替拠点の確保 | | |
| ①代替拠点の確保の有無 (確保されている場合は「1」、されていない場合は「0」を入力(半角数字)) | | |
| 0 | | |
| ② (①で「1」の場合) 代替拠点の名称、住所 | 名称 | 例1: ●●庁舎 例2: ●●宿舎 例3: ●●船内 |
| | 住所 | ●●県●●市●●町●● |
| ③代替拠点の使用に関する事前協定の締結の有無 (ある場合は「1」、ない場合は「0」を入力(半角数字)) | | |
| 0 | | |

※合同庁舎等で入居官署が複数あり、各入居官署で対策を定めている場合には各入居官署で調査すること。

【記入上の注意】
合同庁舎等で官署が複数ある場合、各官署で避難計画等を定めている場合があるため、施設全体の避難計画のほか、各官署の避難計画についても調査し、結果を記入する。

【解説】P26
庁舎内の全ての施設利用者が高台等の安全な避難場所又は施設内の一時的な避難場所として使用できる室等へ安全に避難するための計画の有無及び避難計画に則った防災訓練の実施の有無について確認してください。

【解説】P26
レベル2の津波が来襲した場合に円滑に災害応急対策活動が実施できるように事前に定められた運用規則等の有無を確認してください。
また、当該運用規則に則った、次の防災訓練の実施の有無についても確認してください。
・津波警報発令時の初動体制による防災訓練
・津波発生時の災害応急対策活動に必要な通信機器を用いた防災訓練

【記入上の注意】
災害応急対策活動を行う官署についてのみ記入する。

【解説】P26
診断対象施設の代替拠点は、津波による浸水が想定される区域外に立地する施設であるなど、津波発生時に所要の機能が確保可能な施設とします。

【個別判定9】

避難場所に応じた避難計画の有無

【個別判定10】

津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則の有無

【個別判定11】

診断対象施設の代替拠点の確保等

■ 建物位置図

建物

・必要情報例

建物位置、方位、近隣の主な施設（鉄道駅、幹線道路、公共施設等）、
海岸線との位置関係、避難場所との位置関係 等

留意事項

建物外写真

個別判定の記入例

■ 津波防災診断 【個別判定表】

| 個別判定の評語 | 定義 |
|---------|---|
| ○ | 対津波機能目標の達成にほとんど支障とならない、又はその達成に寄与する。 |
| × | 対津波機能目標の達成に極めて大きな支障となる。 |
| — | 個別判定のための条件が不明のため、又は必要な詳細確認等が未実施のため判定できない。 (個別判定3, 7のみ) |

| 個別判定 | 個別判定 | 別紙 | | | 判定 | 判定根拠 |
|------|------------------------------|----|---|----------|----|---|
| | | 1 | 2 | 3 (※) | | |
| 1 | レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模 | | | ○ | ○ | 2階以上の階は基準水位より高いため、浸水せず、かつ、全ての活動拠点室が2階以上に配置されている。 |
| 2 | レベル1の津波で浸水する室の代替可能性 | | ○ | | ○ | 浸水する1階における業務の早期再開に必要な事務室等の面積(200㎡)は2階以上の共用会議室(250㎡)で代替可能である。 |
| 3 | 診断対象施設の構造体の性能 | ○ | | ○ | — | 構造体の津波に対する性能が不明である。 |
| 4 | 災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置 | | | ○ | ○ | 活動拠点室は基準水位より高い2階以上に配置されており、浸水しない。 |
| 5 | 診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置 | ○ | | | ○ | 一時的な避難場所は避難上有効な階段があり、かつ、基準水位より高い2階以上に施設利用者全員が収容できる面積が確保されている。 |
| 6 | 業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置 | | ○ | | ○ | 設計津波の高さよりも高い2階以上の階に業務の早期再開に必要な設備機器等が設置されている。 |
| 7 | 災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保 | | | ○ | × | 災害応急対策活動に必要な設備機器である送油ポンプ等が基準水位よりも低い位置に設置されている。また、災害応急対策活動に必要な設備機器等の関連部分の機能が不明である。 |
| 8 | 別地の高台等の避難場所の有無 | ○ | | | ○ | 近隣に指定緊急避難場所に指定された高台がある。 |
| 9 | 避難場所に応じた避難計画の有無 | ○ | | | × | 避難計画は策定されているが、当該計画による訓練が実施されていない。 |
| 10 | 津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則の有無 | | | ○ | × | 運用規則が定められていない。 |
| 11 | 診断対象施設の代替拠点の確保等 | | ○ | ○ | × | 代替拠点が確保されていない。 |

(※) 災害応急対策活動を行う機関に限る。

対津波機能目標(1) 施設利用者の安全確保

■ 施設整備上の対策に関する判定(ハード対策)

| 判定項目 | 個別判定 | 判定 |
|---|------|----|
| 個別判定3 (○, ×, -で判定) 診断対象施設の構造体の性能 | - | ※ |
| 個別判定5 (○, ×で判定) 診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置 | ○ | - |

※個別判定3と5の両方の判定が○の場合のみ、施設整備上の対策に関する判定が○となります。個別判定に×が1つ以上ある場合、判定が×になります。個別判定3が-、個別判定5が○の場合は判定が-になります。

■ 施設運用管理上の対策に関する判定(ソフト対策①)

| 判定項目 | 判定 |
|--|----|
| 個別判定8 (○, ×で判定) 別地の高台等の避難場所の有無 | ○ |

■ 施設運用管理上の対策に関する判定(ソフト対策②)

| 判定項目 | 判定 |
|---|----|
| 個別判定9 (○, ×で判定) 避難場所に応じた避難計画の有無 | × |

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|---|--------------|---|---|--------------|--------------|
| ■ 施設整備上の対策に関する判定(ハード対策) | ○ | ○ | × 又は - | ○ | ○ | × 又は - | × 又は - |
| ■ 施設運用管理上の対策に関する判定(ソフト対策①) | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | × |
| ■ 施設運用管理上の対策に関する判定(ソフト対策②) | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × |
| 対津波機能目標(1)の総合判定 | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × |

| 対津波機能目標(1)の総合判定 | 判定結果 |
|-------------------|------|
| 施設利用者の安全確保 | × |

対津波機能目標(2) レベル1の津波収束後の事務及び事業の早期再開

最も近い地域海岸の海岸保全施設について、レベル1の津波に対する対策の措置が終了していない場合に判定を行う。

■ 施設整備上の対策に関する判定(ハード対策)

| 判定項目 | 個別判定 | 判定 |
|--|------|----|
| 個別判定2 (○,×で判定) レベル1の津波で浸水する室の代替可能性 | ○ | ※ |
| 個別判定6 (○,×で判定) 業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置 | ○ | ○ |

※個別判定2と6の両方の判定が○の場合のみ、施設整備上の対策に関する判定が○となります。個別判定に1つ以上×がある場合、判定が×になります。

■ 施設運用管理上の対策に関する判定(ソフト対策①)

| 判定項目 | 判定 |
|---|----|
| 個別判定11 (○,×で判定) 診断対象施設の代替拠点の確保等 | × |

| | | | | |
|-----------------------------------|---|---|---|---|
| ■ 施設整備上の対策に関する判定(ハード対策) | ○ | ○ | × | × |
| ■ 施設運用管理上の対策に関する判定(ソフト対策①) | ○ | × | ○ | × |
| 対津波機能目標(2)の総合判定 | ○ | ○ | ○ | × |

| 対津波機能目標(2)の総合判定 | 判定結果 |
|------------------------|------|
| レベル1の津波収束後の事務及び事業の早期再開 | ○ |

対津波機能目標(3) 津波発生時の災害応急対策活動が可能

■ 施設整備上の対策に関する判定(ハード対策)

| 判定項目 | 個別判定 | 判定 |
|---|------|----|
| 個別判定1 (○,×で判定) レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模 | ○ | ※ |
| 個別判定3 (○,×,-で判定) 診断対象施設の構造体の性能 | - | |
| 個別判定4 (○,×で判定) 災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置 | ○ | × |
| 個別判定7 (○,×,-で判定) 災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保 | × | |

※個別判定がすべて○の場合のみ、判定が○となります。個別判定に1つ以上×がある場合、判定が×となります。それ以外は-の判定となります。

■ 施設運用管理上の対策に関する判定(ソフト対策①)

| 判定項目 | 判定 |
|---|----|
| 個別判定11 (○,×で判定) 診断対象施設の代替拠点の確保等 | × |

■ 施設運用管理上の対策に関する判定(ソフト対策②)

| 判定項目 | 判定 |
|--|----|
| 個別判定10 (○,×で判定) 津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則の有無 | × |

| | | | | | | | |
|--------------------------------|---|---|--------------|---|---|--------------|--------------|
| ■ 施設整備上の対策に関する判定 (ハード対策) | ○ | ○ | × 又は - | ○ | ○ | × 又は - | × 又は - |
| ■ 施設運用管理上の対策に関する判定 (ソフト対策①) | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | × |
| ■ 施設運用管理上の対策に関する判定 (ソフト対策②) | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × |
| 対津波機能目標(3)の総合判定 | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × |

| 対津波機能目標(3)の総合判定 | 判定結果 |
|-------------------|------|
| 津波発生時の災害応急対策活動が可能 | × |